

「総量削減義務と排出量取引制度」
口座簿利用者番号等通知申請書
～ 記入要領 ～

2024（令和6）年4月
東京都環境局

目次

はじめに.....	1
1 口座簿利用者番号等の通知申請について.....	2
2 Excel ファイル入力時の注意点.....	4
3 口座簿利用者番号等通知申請書 記入例.....	5
4 【別紙】申請者 記入例.....	8
お問合せ先.....	10

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」といいます。）において、口座名義人又は口座管理者は、総量削減義務と排出量取引システムにログインする際に必要である口座簿利用者番号又は暗証番号の再度の通知を希望する場合は、その旨を申請し、これらの通知を受けるとされています（規則第4条の21の19第1項及び第2項）。

また、2016（平成 28）年 10 月1日以前に口座簿利用者番号及び暗証番号の発行を受けていなかった者が発行を希望する場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の通知又は暗証番号の発行を受けるとされています（規則第4条の21の19第3項）。

口座簿利用者番号等通知申請書の作成に当たっては、この「口座簿利用者番号等通知申請書 記入要領」に従って作成してください。ご不明な点がございましたら、最後に「お問合せ先」を記載していますので、こちらまでお問い合わせください。

なお、この記入要領は、マイクロソフト社の Excel を利用することを前提としています。

Excel ファイルは、東京都環境局のホームページ内

[\(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/\)](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/)

で公表しています。ダウンロードしてご利用ください。

1 口座簿利用者番号等の通知申請について

(1) 申請要件

指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人

- 口座簿利用者番号等通知申請書は、指定管理口座の口座名義人も単独で申請できます。口座名義人全員で申請する必要はありません。
- 指定管理口座について、口座管理者を登録している場合は、口座管理者の方が申請することができます。
- 口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた方がご利用いただけます。申請書をご提出いただくと、暗証番号を再発行のうえ、口座簿利用者番号と合わせて通知します。
- 2016（平成 28）年 10 月 1 日以前に口座簿利用者番号及び暗証番号の発行を受けていなかった方もご利用いただけます。申請書を御提出いただくと、口座簿利用者番号と暗証番号を発行の上通知します。

なお、総量削減義務と排出量取引システムの画面では、「口座簿利用者番号」は「ユーザ ID」と、「暗証番号」は「パスワード」と表記されています。

(2) 提出書類

口座簿利用者番号等通知申請書以外の書類は、申請内容に応じて、提出が必要な場合と不要な場合があります。次の表に従ってご判断ください。

① 申請書類※

No.	名 称	提出が必要な場合	提出が不要な場合
1	口座簿利用者番号等通知申請書	必須	
2	【別紙】申請者	筆頭申請者の種類として、「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合	筆頭申請者の種類として、「申請者」を選択した場合

※「紙」の申請書（1部）及び「電子データ」（メールでの送付又は CD-R）両方を提出して頂きます。

② 添付書類

提出者	書類の種類
全員	印鑑証明書（変更があった場合のみ）※1※2※3
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票（変更があった場合のみ）※3※4

※1 口座開設など排出量取引に係る申請若しくは届出の際、又は、地球温暖化対策事業所に関連した各種申請若しくは届出の際に既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したのから変更があった場合のみ、最新

の内容を反映した印鑑証明書（発行後 6 か月以内のもの）を添付してください。

※2 国及び地方公共団体は不要です。

※3 複数の申請を同時に行う場合は、一部で構いません（申請書ごとに添付する必要はありません。）。

※4 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは不要です。直近で提出したのものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した住民票（発行後6か月以内のもの）を提出してください。

(3) 申請期限

特にありません。

(4) 提出方法

郵送又は持参（送付先住所は 10 ページ「お問合せ先」を参照）

- ・ 申請書（原本）及び添付書類（原則原本）をご提出ください。
- ・ 申請書については、データもご提出をお願いいたします。
- ・ 持参される場合は、事前にご来庁する時間等をお知らせください。

口座簿利用者番号等通知申請書の提出後、暗証番号の再発行手続きが完了したら、**東京都から「口座簿利用者番号等通知書」を送付**します。

総量削減義務と排出量取引システムログイン URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>

2 Excel ファイル入力時の注意点

(1) Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。パソコンやセキュリティ設定等の相性の問題からパスワードを聞かれることがあります。その際は、キャンセルを何度か押ししたり、他のパソコンから行ったり、何度か試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

(2) Excel への入力

東京都から提供する Excel ファイルは保護がかかっており、一部を除き行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかかっています。申請書を作成する場合は入力可能なセルに文字や数値等を入力してください。詳細は、個々のシートの記入要領をご確認ください。

(3) ファイル形式等の改変禁止

東京都では、提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シート・セルにリンクを張ったり、シート名を変更したり等の改変は行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

(4) 入力欄について

東京都から提供する Excel ファイルは、入力するセルについて、入力範囲を分かりやすくするために色をつけてあります。なお、初期設定では、この色は印刷されないようにしてあります。

3 口座簿利用者番号等通知申請書 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

<p>東京都知事 殿</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>差し支えなければ、捺印を 押してください。</p> </div>	<p style="text-align: right;">令和 6年 4月 1日</p> <p>別紙「申請者一覧」記載の者の代理人</p> <p>住所 東京都千代田区□□町一丁目 1番1号</p> <p>氏名 株式会社東京〇〇</p> <p>代表取締役 □□□□</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)</p>	
<h3>口座簿利用者番号等通知申請書</h3> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の19第1項の規定により 口座簿利用者番号又は暗証番号の通知を次のとおり申請します。</p>		
管理口座の種類	指定管理口座	
口座番号	130-100-〇〇〇〇-0	
口座に係る 指定地球 温暖化対策 事業所の情報 (指定管理口座 に限る。)	事業所の名称	新宿〇〇ビル
	事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号
	指定番号	0021
口座簿利用者番号 (暗証番号の通知のみを 希望する場合に限る。)	△△△△△△△△	
振替可能削減量等の 管理を行う 部署等の連絡先	会社名	株式会社東京〇〇
	郵便番号	163-〇〇〇〇
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇
	メールアドレス	torihiki@△△△.co.jp
備考		
※受付欄		

①：申請年月日、筆頭申請者の種類、住所、氏名、代表者印押印

「年月日」

申請書を実際に東京都へ提出する日を記入します。

「筆頭申請者の種類」

「筆頭申請者」とは、申請書の本欄に氏名等を記載する者のことを指します。
次の条件に従い、プルダウンから該当するものを一つ選択してください。

筆頭申請者の種類	プルダウンの選択内容
本人	申請者
代理人	別紙「申請者」記載の者の代理人

「住所」・「氏名」・「押印」

筆頭申請者の情報を記入します。法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください。

印鑑については、法務局に登録している代表者印を押印してください（委任状兼使用印鑑届を提出し、印鑑登録されている印鑑以外の使用が認められている場合を除く。）。

筆頭申請者が代理人である場合は、別途「申請者」に必要事項を記入してください。記入例は8ページを参照してください。なお、「申請者」のExcelファイルは、口座簿利用者番号等通知申請書と同じExcelファイルの「【別紙】申請者」シートを参照してください。

②：管理口座の種類

該当するものをプルダウンで選択してください。

③：口座番号

口座簿利用者番号又は暗証番号の通知を希望する口座の口座番号を記入してください。

④：指定管理口座に係る情報

指定（又は特定）地球温暖化対策事業所指定通知書（以下「指定通知書」という。）に記載されている事業所の名称、事業所の所在地及び指定番号を記入してください。

⑤：口座簿利用者番号

口座簿利用者番号が分かる方は記入してください。忘れてしまった方は、空欄で構いません。

⑥：振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先

連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、所属名、担当者名、連絡先の「電話番号」、「FAX 番号」、「メールアドレス」及び備考を記入してください。①の筆頭

申請者として記載した会社に所属している方でなくても構いません。口座及び振替可能削減量の管理に責任をもって対応いただける方を記入してください。連絡先の「電話番号」、「FAX番号」、「メールアドレス」につきましては、少なくとも一つご記入いただく必要がありますが、特に電話番号及びメールアドレスは、この申請に関する問合せや東京都からのお知らせ等で利用しますので、できる限りどちらもご記入をお願いします。

なお、この欄に記載していただいた「会社名」「所属名」「電話番号」「FAX番号」「メールアドレス」は、「管理口座情報一覧」として東京都のホームページの中で公表される項目です。公表を希望しない項目につきましては、右端のプルダウンから「非公表」を選択してください。

また、本申請に伴い振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先及び公表・非公表の変更を希望する場合は、備考欄の右端のプルダウンから「有」を選択ください。「有」の場合で、該当口座の一部のみを変更等する場合は、備考欄に変更内容を記載してください。

さらに、通知の送付先に希望がある場合も同欄のプルダウンから選択若しくは内容を記載してください。

※届出は、申請書に記載された該当口座に限ります。

⑦：受付欄

記入しないでください。

4 【別紙】申請者 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

差し支えなければ、捨印を
押してください。

代表
取締役
之印

令和 6年 4月 1日

口座簿利用者番号等通知申請書に
記入した日付が自動記入されます。

口座簿利用者番号等通知申請書の申請者

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)

口座簿利用者番号等通知申請書の申請者ごとの欄に
口座簿利用者番号等通知申請書に記入した内容が自動記入されます。

口座番号：

管理口座の種類：

事業所の名称：

住所

氏名

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください(上側は空欄としてください。)

⑧

- 口座簿利用者番号等通知申請書の「筆頭申請者の種類」として、「申請者」を選択した場合は、「【別紙】申請者」の提出は不要です。
- 口座簿利用者番号等通知申請書の右上に記入した筆頭申請者は、この欄への記入は不要です。

⑧：申請者の住所、氏名、押印

①で筆頭申請者の種類として「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合、申請者の情報を記入してください。法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に法人名及びその代表者の氏名を記入してください。

お問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階
TEL： 03-5388-3438
E-Mail：（事前確認等、取引制度に関係するご質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp
（提出用電子データの送付先（2MB まで）
ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

次のホームページアドレスで、「総量削減義務と排出量取引制度」に関する情報等の参照や、書式等のダウンロードが可能です。
（条例・規則・指針、制度全般の説明、各種案内、記入要領や記入例、ガイドラインがあります。）

- ① 総量削減義務と排出量取引制度 排出量取引（排出量取引全般はこちら）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

- ② 条例・規則・指針・ガイドライン（環境確保条例の条例・規則、地球温暖化対策指針等はこちら）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/